

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 国家公務員共済組合連合会 理事長 松元 崇			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	140 台	4 台	0 台	144 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	37 台	0 台	0 台	37 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	15.6	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	冷媒用代替フロン製品については、購買担当部署にて配置状況を把握しており、製品納品時には取扱説明書に沿って適切に使用するよう設置部署に注意喚起を行っている。			
	廃棄時	各部署から直接廃棄とならないよう必ず担当部署を通すこととしている。また、担当部署は廃棄依頼に対して冷媒用代替フロンに該当する製品かどうか確認を行い、該当製品については法令で定められた手順に沿って廃棄を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロンガス排出抑制法に基づき、簡易点検を実施した。			
	廃棄時	令和4年度においては冷媒用代替フロンを使用した製品の廃棄を行っていない。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	製品の価格も考慮しながら、できるだけノンフロン製品または地球温暖化係数が低い冷媒の製品の購入を検討する予定。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。